



〒421-0302

静岡県榛原郡吉田町川尻 3043-1-1

鈴木産業有限会社

代表取締役社長 丸山 久哉 様



2026年9月9日

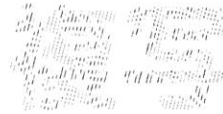
〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号

豊洲フォレシア 9F

SAAF ホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸



要請書

SAAF ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年 2 月 25 日開催の取締役会においてその導入を決議し、同日付で公表した「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」（以下、2026 年 7 月 23 日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の継続・更新について」で公表いたしました継続・更新の内容を含め、当社における買収への対応方針を「本対応方針」といいます。）に従い、以下の事項について、貴社による対応を求めます。

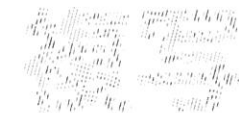
なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

貴社は、当社が公表した、2026 年 3 月 16 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」、同月 23 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」、同年 4 月 9 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）における買付者等による手続違反の認定について」、同年 8 月 3 日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」及び同年 9 月 8 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される当社独立委員会によって、(1)



受付通番：G02416731000100000 号

1/5 頁



前俊守氏、(2)浅賀裕美子氏、(3)小白川貢氏、(4)合同会社 YN 企画、(5)情報システム販売株式会社、(6)合同会社 Happy horse、(7)鈴木洋元氏、(8)野本豊氏、(9)アジア開発キャピタル株式会社、(10)株式会社セラ・インターナショナル、(11)日壁恵美子氏、(12)株式会社アセットプロデュース、(13)株式会社 TM フィナンシャルストラテジー、(14)ミツワ樹脂工業株式会社、(15)本多敏行氏、(16)イーグルファンド SP4 号有限責任事業組合、(17)合同会社 トイテラス、(18)羽生忍氏、(19)成田帝氏、(20)鈴木産業有限会社（貴社）及び(21)篠原洋氏との間において（以下、上記(1)ないし(21)の株主を総称して「貴社ら」といいます。）、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行ったと認定された上、貴社らは、当社独立委員会によって、本対応方針上の「買付者等」として、本対応方針に定める手続を遵守せず、本対応方針に定める「買付等」を実行したと認定されております。

貴社らは、本対応方針導入・公表の2026年2月25日（以下「本対応方針導入日」といいます。）時点で、共同協調行為の下、既にその議決権割合が20%以上に達しており、本対応方針上の「買付者等」に該当しています。また、買付者等である貴社らは、当社株式を新たに取得すること等により、その合計株式保有数が、本対応方針導入日時点で、5,303,270株（21.69%）であったものが、2026年7月22日時点では6,304,470株（25.79%）に至っております。貴社らの当該当社株式取得（以下「本買付等」といいます。）は、本対応方針上の「買付等」に該当します。

本対応方針上、買付者等である貴社らは、本対応方針導入後に買付等に該当する行為を行う場合は、60営業日前までに、別紙1の書式により、本対応方針の手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただく必要がございました。また、意向表明書に加えて、貴社らは、別紙2に定める情報等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただく必要がございました。

しかしながら、これまで、貴社らのいずれの方からも、上記買付等に関して当社に対して意向表明書及び買付説明書等の提出はなかったため、当社独立委員会は、貴社らが本対応方針に定める手続を遵守せず、「買付等」を実行したと認められる旨を当社に対して勧告しており、当社においても、これらの事実を否定するような別段の事情も存在しないことから、かかる事実が認められると判断しております。なお、本対応方針上、買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、当社独立委員会は、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施することを勧告するものとされております。そして、2026年8月3日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うこ



とに関するお知らせ』にて公表しましたとおり、同日、かかる勧告がなされ、2026年8月25日に開催した当社臨時株主総会において対抗措置の発動に係る議案は承認可決されましたので、当社は、2026年9月14日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様全員に対して、新株予約権の無償割当て等を実施する予定です（ただし、買付者等が買付等を撤回した場合等において、当社独立委員会から新たな勧告があった場合には、当社取締役会は、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止することを予定しております。）。

そこで、当社は、貴社らが、下記(1)及び本対応方針の導入・公表時点（2026年2月25日）以降に株式を取得した貴社らについては下記(2)を誓約する書面（誓約書）を2026年9月14日（月）までに差し入れ、当該誓約書を遵守するよう、要請いたします。

- (1) 本対応方針所定の手続に違反する当社株式の買付等を行わないこと
- (2) 保有株式数を本対応方針導入日（2026年2月25日）時点の数以下まで減少させること、かつ、本対応方針導入日及び本対応方針更新・継続日から6か月以内に本対応方針導入日及び本対応方針更新・継続日時点の保有株式数を超える株式について議決権を行使（代理行使を含む。）せず、これに反してされた議決権の行使は無効であることを確認すること

併せて、当社は、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報を提供するために、貴社らに対して、本買付等に関する意向表明書と買付説明書を2026年9月14日（月）までに差し入れるよう、要請いたします。なお、貴社らが当該各書類を提出した場合でも、本株式等に関する貴社らの本対応方針上の手続違反が事後的に治癒されるわけではない点は、あらかじめご承知おきください。

以上



受付通番：G02416731000100000 号





別紙 1

年 月 日

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号

豊洲フォレシア 9F

SAAF ホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

意向表明書

氏名又は名称：_____ 印

(法人の場合) 代表者の氏名：_____ 印

(注1) 2026 年 2 月 25 日付で公表した「当社株式等の大規模買付等に関する対応策(買収への対応方針)の導入について」(以下、買収への対応方針を「本対応方針」といいます。)の導入・公表時点以後に買付等に該当する行為を行う場合は、60 営業日前までに当社宛に本意向表明書をご提出ください。

(注2) 上記氏名欄につきまして、個人の場合、ご本人による署名又は記名捺印、法人の場合、代表者による署名又は記名捺印をしてください。当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書を添付してください。

第 1 【買付者等の情報】

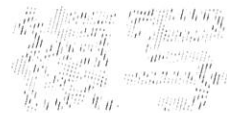
- 1 【買付者等の氏名又は名称(法人の場合は、さらに代表者の氏名)】
- 2 【住所又は本店(法人の場合は、さらに事務所等の所在地、設立準拠法を含む会社の概要)】
- 3 【日本国内における連絡先】

第 2 【企図されている買付等の概要】

- 1 【買付等の目的、時期、買付等をする株券等の種類、買付等の前後における株券等所有数、所有割合】
- 2 【買付等に要する資金、買付等に要する資金に充当し得る預金又は借入金等】
- 3 【買付等の条件、方法、関係者、詳細等その他関連事項】

第 3 【誓約】

私(当社)は、本対応方針の手続を遵守することを誓約いたします。



受付通番：G02416731000100000 号

4/5 頁



買付者等に提供を求める情報

1. 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等する者の特別関係者並びに組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、当社（1. ないし 10. において当社グループ会社を含みます。）の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
2. 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
3. 買付等の価格及びその算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
5. 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
6. 買付等の後において想定している当社会社の役員候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
7. 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針（当社と利害関係者の関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
8. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
9. 反社会的勢力との関係に関する情報
10. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報（買付等の背景、これに至る経緯・時期・計画の内容、他の買付者等との意思疎通状況・その内容、その他関連事項）



（付記）
差出人 〒135-0061
東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社
受取人 〒421-0302
静岡県榛原郡吉田町川尻3043-1-1
鈴木産業有限会社

代表取締役 左奈田 直幸

代表取締役社長 丸山 久哉様

郵便認証司

8. 9. 9

この郵便物は令和 8 年 9 月 9 日
第13285284843号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02416731000100000 号

5/5 頁

